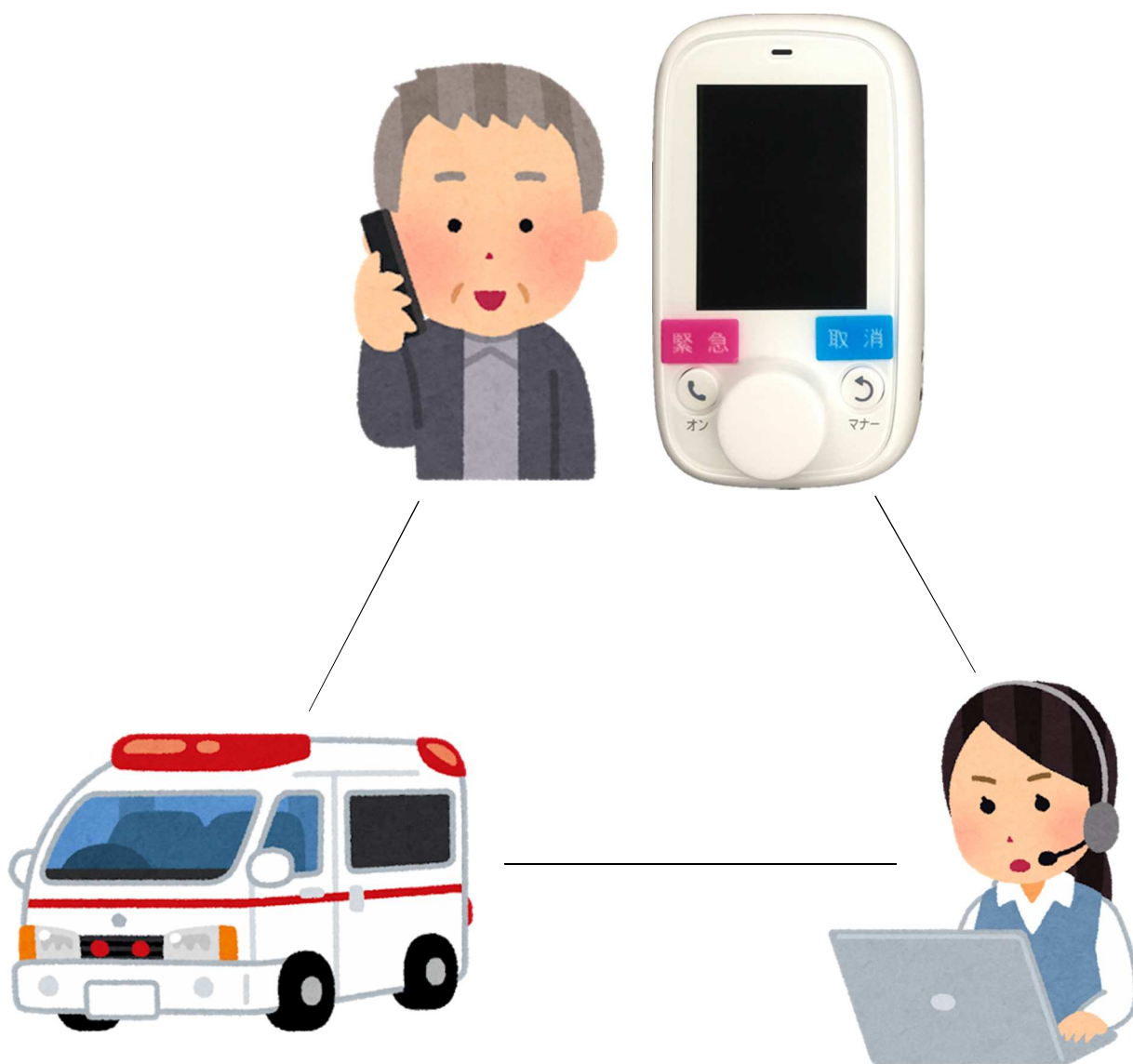


緊急通報装置 モバイル型シルバーホン のご案内



宇治市
健康生きがい課 生きがい振興係

モバイル型シルバーホンとは

急に身体の具合が悪くなったときなどに、ボタンひとつ押すだけで、ナースコールセンターに連絡がとれるモバイル型シルバーホンを、次の「利用できる方は」の要件に該当される方に、(一部)自己負担で貸与します。携帯電話回線を利用するため、固定電話回線をお持ちでない方でも利用できます。

利用できる方は

以下の要件に該当される方で、健康状態に不安があるため、安否確認や緊急時の連絡手段としてシルバーホンの設置が必要と認められる方。

宇治市に住所を有する方

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、またはおおむね65歳以上の高齢者で、未成年者、重度の心身障がい者、寝たきりの配偶者と同居している方

固定電話回線がない等の理由により、固定型シルバーホンが設置できない方

本人及び世帯の生計中心者が所得税非課税の場合は月に400円(税抜)の自己負担で利用可能。(課税の方は、月に1,900円(税抜)の自己負担で利用可能。)

ご利用条件

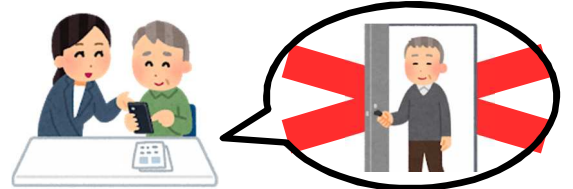
以下の条件をすべて満たす方がご利用いただけます。

携帯電話を使用して、
正常に受発信及び会話ができる方。



携帯電話の

使用方法(充電・取扱い方法)を
理解したうえでご利用いただける方。



ソフトバンクの
サービス提供地域にお住まいの方。

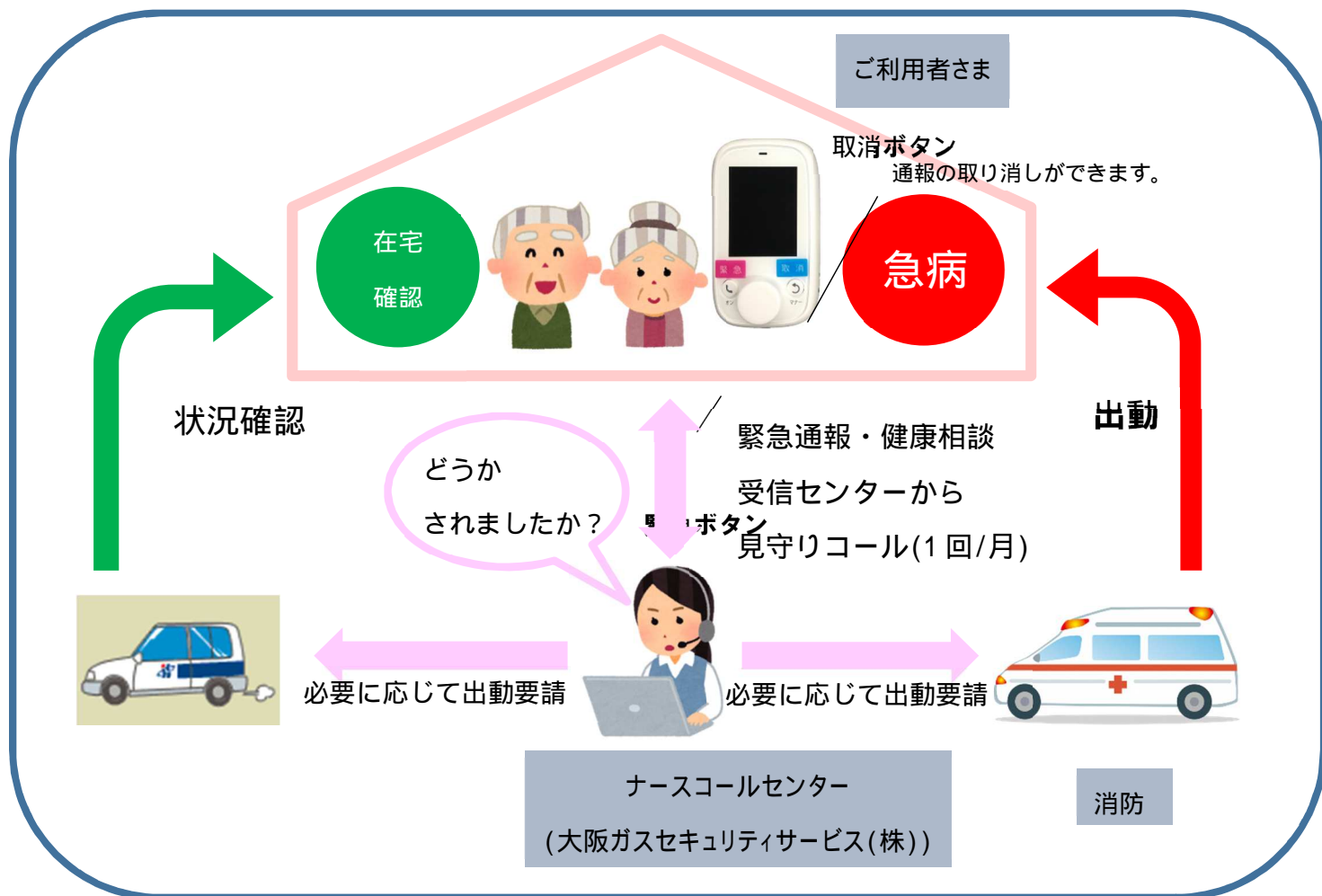


緊急連絡先の登録

(責任をもってご対応いただける
親族様等)ができる方。



サービス内容



出動員

(大阪ガスセキュリティサービス(株))

緊急通報・健康相談

緊急ボタンを押すことで、看護師が待機している受信センターへ連絡できます。
(24時間365日対応可能です。)健康相談ができ、救急事案の場合は、受信センターから消防本部へ連絡されます。

見守りコール

月に一度、安否確認のため、受信センターから電話をかけます。

出動員の駆けつけ

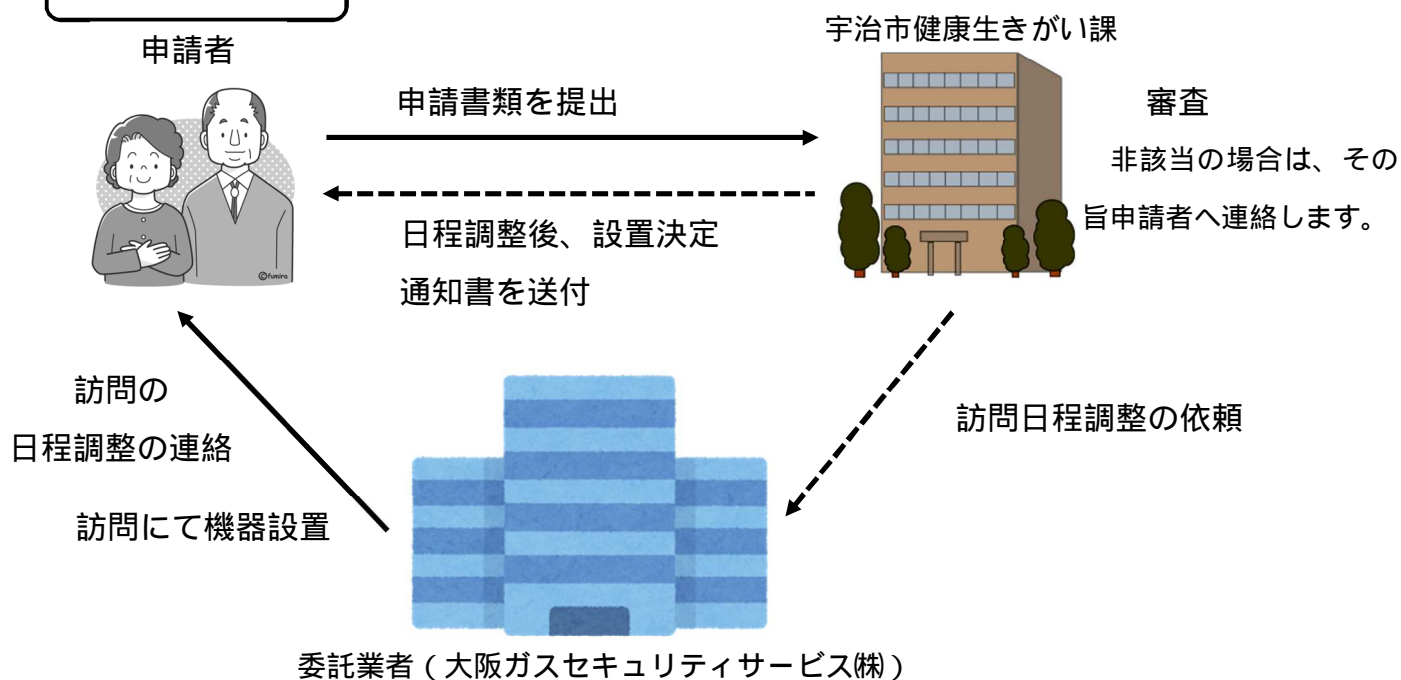
救急事案ではないが駆けつけが必要なときは、市が委託する業者の出動員が利用者宅へ向かいます。

ご自宅内で利用してください。(屋外では利用できません。)

機器はご自身で充電する必要があります。

緊急ボタンを間違えて押された場合、受信センターが応答する前に「取消」ボタンを押してください。間に合

申請の流れ



委託業者（大阪ガスセキュリティサービス㈱）

申請後、約一ヶ月で設置します。

設置日は、申請者、協力者、担当地区の民生児童委員にお知らせします。

民生児童委員への周知については、日頃行っている「高齢者の見守り」活動に役立てるために、情報提供させていただきます。個人情報の提供になりますので、周知することへの同意をいただきます。

設置日の都合が悪くなった場合は、早めに健康生きがい課までご連絡ください。

申請方法

次の書類を窓口への持参または郵送にて、健康生きがい課までご提出ください。

上図（申請の流れ）の「申請書類を提出」時に必要な書類です。

- A 宇治市緊急通報装置（シルバーホン）設置申請書
- B シルバーホン設置個人台帳
- C 同意書
- D 承諾書
- E 住宅の所有者の同意書（本人または同居の家族以外が住宅の所有者である場合）

協力者について

この制度をご利用いただくにあたり、利用者に何かあったときに駆けつけてくださる協力者の登録（必ず同意を取ってください。）をお願いしています。利用者宅に駆けつけていただくこともありますので、できるだけお近くにお住まいの方をお願いする方が好ましいです。（協力者はご親族の方でも構いません。）

【ご協力いただく可能性があること】

- ・消防や出動員の駆けつけ時に利用者宅に駆けつけ鍵を開ける。
- ・機器の充電残量低下時や電池切れ時などの際、情報聞き取りのために連絡がかかってくる。

などです。ご協力よろしく願いいたします。

緊急連絡先(親族等)について

この制度をご利用いただくにあたり、責任を持ってご対応いただける親族様などのご登録をお願いしています。必ず1名以上ご登録くださいますよう、よろしくお願い致します。

【ご協力いただく可能性があること】

- ・消防や出動員の駆けつけ時に利用者宅に駆けつけ鍵を開ける。
- ・機器の充電残量低下時や電池切れ時などの際、利用者宅に駆けつけ状況を確認する。
- ・見守りコールで利用者に繋がらない場合、情報聞き取りのために連絡がかかってくる。

などです。ご協力よろしく願いいたします。

その他

- ・シルバーホンは宇治市からの貸出しですので、大切にご利用ください。
- ・転居や転出など、シルバーホンが不要になったときは、宇治市役所へ連絡をお願いします。（処分された場合は、費用を請求させていただくことがあります。）

注意事項

以下の場合に対応できませんので、ご注意ください。

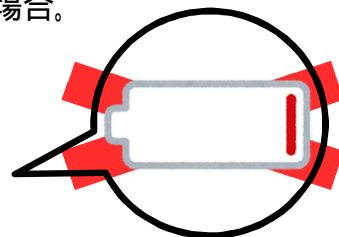
屋外で通報された場合。

(屋内専用端末のため)



電池がなくなった状態で、

通報された場合。



屋内の通信ができない場所から

通報された場合。

(設置時に各部屋の
電波状況を確認し、
ご利用者様に
ご説明致します。)

